

「笠間市社会教育委員に関する条例」の改正に伴う基準（案）

参酌、従うべき、標準、その他の基準	笠間市の対応	改正案の 条文
社会教育法	笠間市社会教育委員に関する条例	
<p>(社会教育委員の構成)</p> <p>第十五条</p> <p>2 社会教育委員は,学校教育及び社会教育の関係者,家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から,教育委員会が委嘱する。</p>	<p>(委員の構成)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p>	<p>第3条</p>